細則２－５　営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | 営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所 |

第１　総則

当所の営業時間内における屋外での物品販売等の業務は、本編及び関係する細則によるほか、第２で定める「営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う場合の基準」に基づき行うものとする。

第２　営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う場合の基準

１　屋外で物品販売等を行う場所は、車両導入路を含む給油空地等を避け、火災時の顧客の避難経路等を考慮して決めるものとする。

２　火災時における顧客の避難経路や避難誘導体制等について事前に計画を策定するものとする。

３　物品販売等に伴い、裸火等の器具は使用しないものとする。また、取り扱う危険物の蒸気が漏れ又は滞留するおそれのある場所で使用する電気設備は、防爆構造とする。

４　消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないものとする。

５　物品販売等を行う場所の人や車両の動線は、地盤面上に表示するか、ロープ等を用いて明確にするものとする。

６　物品販売等の業務を行う場所を定め、あらかじめ当該場所を白線等で明示するものとする。

７　その他

⑴　二方が開放されていない屋内給油取扱所において物品販売等を行う場合は、１で定める場所のほか、危政令第17条第２項第９号に定める通風及び避難のための空地を避けるものとする。

⑵　レンタカー、カーシェアリング、中古車販売等で自動車を展示等する場合は、次の場所を避けるものとする。

ア　給油空地及び注油空地

イ　給油空地への車両導入路

ウ　専用タンクの注入口から３ｍ以内の部分

エ　専用タンクの通気管の先端から水平距離１．５ｍ以内の部分

オ　危政令第17条第２項第９号に定める通風及び避難のための空地

⑶　自動車以外の物品を展示等する場合は、ア及びイの場所を努めて避けるものとし、やむを得ず避けられない場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクに荷卸し作業時に物品を移動させるものとする。

ア　専用タンクの注入口から３ｍ以内の部分

イ　専用タンクの通気管の先端から水平距離１．５ｍ以内の部分

⑷　防火塀の周辺に物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないものとする。